

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年2月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500556号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500102号

第1 結論

昭和48年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月から昭和52年3月まで

私の母はA市の未亡人会に入っており、国民年金保険料の集金人をしていました。昭和48年4月頃、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、未亡人会を通して請求期間の保険料を納付してくれた。私が結婚後転居したD村で、「B県C郡D村役場福祉課保険年金係」と記載された「国民年金納付記録」（以下「国民年金納付記録」という。）をもらい、当該「国民年金納付記録」には、請求期間の私の国民年金保険料が納付済みと記録されている。

請求期間が未納とされていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和48年4月頃、請求者の母が請求者の国民年金の加入手続を行い、A市の未亡人会を通して請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、その証言を得ることができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年9月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は昭和48年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、昭和48年4月から昭和50年6月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、昭和50年7月から昭和52年3月までの期間は過年度納付が可能な期間となるが、上記のとおり納付状況は不明である。

さらに、請求者は、「国民年金納付記録」を提出し、当該「国民年金納付記録」に、請求期間の国民年金保険料が納付済みと記録されていると主張している。

しかしながら、「国民年金納付記録」には、宛先、発行年月日、公印はなく、B県C郡D村

は、当該「国民年金納付記録」について、作成目的、交付対象者、交付方法等の詳しい事情は不明である旨回答している上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、請求期間は未納と記録されていることから、当該「国民年金納付記録」の記載内容のみをもって、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとは判断し難い。

加えて、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500530号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500101号

第1 結論

昭和48年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和58年3月まで

時期は不明だが、私の父が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った。昭和48年*月から昭和57年3月までの国民年金保険料は、自宅に来たA婦人会の集金人を通じて納付し、昭和57年4月から昭和58年3月までの保険料は、口座振替により私と両親の3人分を納付しており私自身は全く関与していない。

父は既に亡くなり、加入手続及び保険料納付について確認することはできないが、私の国民年金保険料が引き落とされた記録が確認できるB農業協同組合(現在は、C農業協同組合)の普通貯金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行い、昭和48年*月から昭和57年3月までの国民年金保険料は、婦人会の集金人を通じて納付し、昭和57年4月から昭和58年3月までの保険料は、口座振替により請求者と請求者の両親の3人分を納付したと主張しているが、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっているため、その事情を聴取することができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年5月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、B農業協同組合の普通貯金通帳を提出し、昭和57年4月から昭和58年3月までの期間について、当該期間の国民年金保険料を口座振替で納付したと主張しているが、

上記のとおり請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月頃に払い出されたと推認され、その払出時点においては、請求期間の保険料を遡って口座振替により納付することはできない上、C農業協同組合は、請求者が提出した当該通帳に記載された国民年金の払戻金額が誰の保険料か確認できる書類がないため、わからない旨回答している。これらのことから、当該通帳に記載されている昭和57年4月から昭和58年3月までの保険料の口座振替の記録が、請求者の記録であると確認することはできない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が提出したB農業協同組合の普通貯金通帳以外に請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500588号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500100号

第1 結論

昭和52年4月から昭和54年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和57年10月から平成6年12月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月から昭和54年5月まで
② 昭和57年10月から平成6年12月まで

私は、時期は覚えていないが、A市役所B出張所において国民年金の加入手続を行い、請求期間①については、私と元夫の夫婦二人分の国民年金保険料を毎月C信用組合で納付した。

請求期間②については、私と元夫の夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を毎月D信用金庫で納付した。

請求期間①及び②について、私が夫婦二人分の保険料を毎月納付していたのに私の記録だけ未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、時期は覚えていないが、A市役所B出張所において国民年金の加入手続を行い、請求者と請求者の元夫の夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和54年6月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、請求期間①の国民年金保険料については、過年度納付及び現年度納付が可能であるが、請求者は、夫婦二人分の保険料を毎月1か月分ずつ納付したとしているものの具体的な納付金額の記憶はなく、遑って保険料を納付していない旨の陳述をしていることから、請求期間①の保険料の納付状況は不明である。

請求期間②について、請求者は、請求者と請求者の元夫の夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を毎月納付したにもかかわらず、請求者の元夫は国民年金の納付記録があり、請

求者の記録だけ未納となっていることに納得できないと主張している。

しかしながら、請求者の元夫に係るオンライン記録は、請求期間②の一部に未納期間及び過年度納付したことによる定額保険料のみの納付済期間が確認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求期間②は、147月と長期間であり、特定の者に対してこれだけの保険料納付に関する事務処理を行政機関等が続けて誤ることも考えにくい。

そのほか、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が、請求期間①について国民年金保険料を納付していたこと、請求期間②について付加保険料を含む保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①について保険料を納付していたこと、請求期間②について付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について国民年金保険料を、請求期間②について付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。